

第一号様式 (1)

003G55C9

941437

大量保有報告書

変更報告書 No. 2 (イ)

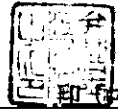
(法第 27 条の 23 第 1 項に基づく報告書) (法第 27 条の 25 第 1 項に基づく報告書)

受 付			
受付財務局	受付年	管轄財務局	番 号

関東財務局長殿

ピーティーエフ・リミテッド

氏名又は名称 代理人弁護士 江尻 隆



報告義務発生日 平成 15 年 5 月 30 日 (ハ)

東京都港区赤坂二丁目 11 番 7 号 ATT 新館

住所又は本店所在地 あさひ・狛法律事務所

(ロ)

平成 15 年 6 月 10 日 提出

(日本工業規格 A4 210×297 ミリメートル)

15. 6. 10

第 1 提出者に関する事項

1 発行会社 (ニ)

発行会社 の 名 称	サイトデザイン株式会社	会社コード	4818
上 場 証 券 取 引 所	※ ① 東京 2 大阪 3 名古屋 4 福岡 5 札幌	※① 上場	2 店頭
本 店 所 在 地	東京都千代田区隼町 3 番 16 号		

頁 / 総 頁	1 / 3
---------	-------

提 出 者 及 び 共 同 保 有 者 の 総 数	1 名
提 出 形 態 (ホ)	※ 1 連名 ② その他

2 提出者 (大量保有者) (ヘ)

※ 1 個人 ② 法人 (1 株式会社 2 有限会社 ③ その他 (英領ケイマン諸島籍の外国会社))			
フリガナ (カタカナ)	ピーティーエフ・リミテッド		
氏 名 又 は 名 称	PTF Ltd.		
フリガナ (カタカナ)	エイリョウニシインドショットウ・グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、シショバコ 2681GT、フットチ ンズ・ドライブ、クリケット・スクエア、センチュリー・ヤード、コダン・トラスト・カンパニー (ケイマ ン) リミテッドナイ		
住所又は本店所在地	c/o Codan Trust Company (Cayman) Limited, Century Yard, Cricket Square, Hutchins Drive, P.O. Box 2681GT, George Town, Grand Cayman, British West Indies		
フリガナ (カタカナ)			
旧 氏 名 又 は 名 称			
フリガナ (カタカナ)			
旧住所又は本店所在地	〒		
個 人	生年月日	年 月 日	(フリガナ)
	※ 1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成		勤務先名称
	職 業		勤務先住所
法 人	設立年月日	15 年 4 月 10 日	(フリガナ) プライマリー・マネジメン ト・リミテッド
	※ 1 明治 3 昭和 2 大正 ④平成		代表者氏名 Primary Management Limited
	代表者役職		取締役
事業内容	投資業		
事務上の連絡先 及び担当者名	あさひ・狛法律事務所 弁護士 山中真人		
電話番号	03 (3505) 0003		

3 保有目的 (ト)

純投資。発行会社の株価の動向に応じて、適宜新株予約権を行使することを目的としている。

発行会社の 会社コード	4818
----------------	------

頁 / 総 頁	2 / 3
---------	-------

提出者 (大量保有者) の 氏名又は名称	ピーティーエフ・リミテッド
-------------------------	---------------

4 上記提出者の保有株券等の内訳 (チ)

	27条の23第3項 本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株 券	株	株	9株
新株引受権証券 A	株		G 株
新株予約権証券 B	株		H 株
新株予約権付社債券 C	株		I 2,655.28株
対象有価証券バードワラント D			J
株券預託証券			
株券関連預託証券 E			K
対象有価証券償還社債 F			L
合 計	M 株	N 株	O 2,664.28株
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q 2,664.28		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 2,655.28		
		発行済株式総数 (平成15年5月15日現在)	S 11,538.53株
		上記提出者の株券等保有割合 (Q / (R+S) × 100)	18.77 %
		直前の報告書に記載 された株券等保有割合	20.40 %

5 当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況 (リ)

年 月 日	株 券 等 の 種 類	数 量	取得又は処分の別	単 価
平成15年4月30日	新株予約権付社債券	200枚 (1,443株)	※ ① 取得 2 処分	50万円 (6万9300円)
平成15年5月16日	新株予約権付社債券	200枚 (1,443株)	※ ① 取得 2 処分	50万円 (6万9300円)
平成15年5月22日	新株予約権付社債券	1枚 (7.21株)	※ ① 取得 ② 処分	轉換権行使
同上	株 券	8株	※ ① 取得 2 処分	轉換権行使
同上	株 券	8株	※ ① 取得 ② 処分	
平成15年5月23日	新株予約権付社債券	2枚 (14.43株)	※ ① 取得 ② 処分	轉換権行使
同上	株 券	16株	※ ① 取得 2 処分	轉換権行使
同上	株 券	16株	※ ① 取得 ② 処分	
平成15年5月26日	新株予約権付社債券	10枚 (72.15株)	※ ① 取得 ② 処分	轉換権行使
同上	株 券	84株	※ ① 取得 2 処分	轉換権行使
同上	株 券	24株	※ ① 取得 ② 処分	
平成15年5月27日	株 券	60株	※ ① 取得 ② 処分	59400円
平成15年5月28日	新株予約権付社債券	15枚 (108.22株)	※ ① 取得 ② 処分	轉換権行使
同上	株 券	130株	※ ① 取得 2 処分	轉換権行使
同上	株 券	45株	※ ① 取得 ② 処分	
平成15年5月29日	新株予約権付社債券	4枚 (28.86株)	※ ① 取得 ② 処分	轉換権行使
同上	株 券	37株	※ ① 取得 2 処分	轉換権行使
平成15年5月30日	株 券	113株	※ ① 取得 ② 処分	

第一号様式 (3)

発行会社の 会社コード	4818
----------------	------

頁 / 総 頁	3 / 3
---------	-------

提出者 (大量保有者) の 氏 名 又 は 名 称	ピーティーエフ・リミテッド
------------------------------	---------------

6 当該株券等に関する担保契約等重要な契約 (又)

報告者は、2003年4月24日付け免税リミテッド・パートナーシップ契約に基づくジェネラル・パートナーであり、同契約に基づき株券等に投資をするのに必要な権限を有している。

7 保有株券等の取得資金 (ル)

(1) 取得資金の内訳

自己資金額 (千円)	184,122,500 円	借入金額計 (千円)	S なし
------------	---------------	------------	------

その他 (具体的に)	
その他金額計 (千円)	T

取 得 資 金 合 計 (R + S + T) (千円)	184,122,500 円
---------------------------------	---------------

(2) 借入金の内訳

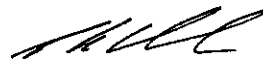
番号	※ (フリガナ) 名称 (支店名)	業 種	※ (フリガナ) 代表者氏名	※ 所 在 地	借 入 目 的	金 額 (千円)
1	該当なし				※ 1 2	
2					※ 1 2	
3					※ 1 2	
4					※ 1 2	
5					※ 1 2	
6					※ 1 2	
7					※ 1 2	
8					※ 1 2	
9					※ 1 2	
10					※ 1 2	

POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that PTF Ltd., a company organized and existing under the laws of Cayman Islands (the "Company") and a general partner of the limited partnership named as "PTF L.P." and established under the laws of Cayman Islands and Exempted Limited Partnership Agreement dated April 24, 2003 (the "LPS"), does hereby appoint, on behalf of the LPS, Mr. Takashi Ejiri and Mr. Masato Yamanaka, attorneys-at-law, of Asahi Koma Law Offices, with their offices at NEW ATT Building, 11-7, Akasaka 2-chome, Minato-ku, Tokyo 107-8485, Japan, and each of them severally, as its true and lawful agent and attorney-in-fact with full power of substitution, to represent the Company in connection with the filing with the Director of Kanto Local Finance Bureau and/or other governmental authorities in Japan of all necessary reports on substantial shareholding in the name of the Company or any amendment or modification thereto required by the Securities and Exchange Law of Japan, in relation to acquisition, purchases, disposal and sales from time to time of any shares and/or bonds with share purchase options issued by Site Design Co., Ltd. by the Company.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this power of attorney to be executed in its name and on its behalf by the duly authorised director on this 1st day of May, 2003.

PTF Ltd.

By: B. R. Ellis 

Director

[訳 文]

委 任 状

日本法に基づき設立され存続する法人であり、かつケイマン諸島法及び 2003 年 4 月 24 日付け免税リミテッド・パートナーシップ契約に基づき設定された「ピーティーエフ・エル・ピー」との名称のリミテッド・パートナーシップ（以下「本 LPS」という。）のジェネラル・パートナーであるピーティーエフ・リミテッド（以下「当会社」という。）は、本 LPS のために、本書により、郵便番号 107-8485 東京都港区赤坂 2 丁目 11 番 7 号 ATT 新館に事務所を有するあさひ・狛法律事務所の弁護士江尻隆氏及び同山中真人氏をそれぞれ、当会社の法律上及び事実行為の代理人として復代理人選任の権限も含めて選任し、当会社による、サイト・デザイン株式会社の発行する株券及び/又は新株予約権付社債券の取得、購入、処分又は売却の際に日本の証券取引法上要求される、大量保有報告書及びその変更報告書及び訂正報告書を日本の関東財務局長その他の管轄官庁に提出する権限を与える。

上記の証するため、当会社は、2003 年 5 月 1 日に、その名義において、適法に授權された取締役をしてこの委任状に署名せしめた。

ピーティーエフ・リミテッド

(署 名)

(署 名)

Brian Roger ELLIS Christopher Karl WHELAN

取締役：プライマリー・マネジメント・リミテッド